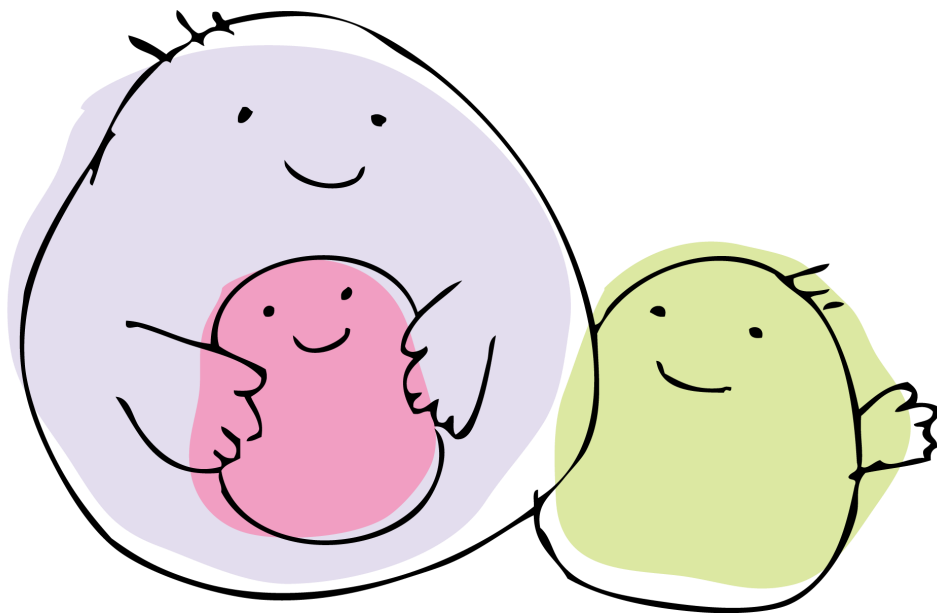


令和6年度版

ひとり親家庭のしおり



この「ひとり親家庭のしおり」は、ひとり親家庭等の方々に関連する制度を抜粋して紹介しています。

それぞれの制度ごとに適用条件は異なります。
詳しい内容や申請方法については、各担当部署にお問い合わせください。

宇治市福祉こども部

こども福祉課

☎0774-20-8733

手当

児童手当

こども福祉課／市役所庁舎2F
☎ 20-8733

- 中学校卒業（15歳到達後最初の3月）までの児童を養育する方に支給されます。
- 所得制限があります。
- 支給月：2月、6月、10月（それぞれ前月分までを支給します。）
- 請求した日の属する月の翌月分から支給されます。さかのぼって受給できません。

● 手当額

区 分	支給月額	
3歳未満	15,000円	
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	
①所得制限限度額以上、②所得上限限度額未満の場合	上記にかかわらず一律5,000円	
②所得上限限度額以上の場合	支給されません	

● 所得限度額

扶養親族の数	①所得制限限度額	②所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
5人	812万円	1,048万円

※ 児童数（第1子、第2子、第3子…）は、高校卒業（18歳到達後最初の3月）までのお子さんの数を数えます。

児童扶養手当

こども福祉課／市役所庁舎2F
☎ 20-8733

- 高校卒業（18歳到達後最初の3月）までの児童を養育する、ひとり親家庭および児童の父または母に重度の障害のある家庭などに支給されます。
（状況により対象とならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。）
- 支給月：1月、3月、5月、7月、9月、11月（それぞれ前月分までを支給します。）
- 毎年8月に現況届の提出が必要です。

● 手当額

R6.4時点

	全部支給	一部支給
第1子	45,500円	10,740～45,490円
第2子	10,750円	5,380～10,740円
第3子以降	6,450円	3,230～6,440円

* 請求者および同居の親族に所得制限があります。

* 手当額は物価スライド等により改定されることがあります。

* 請求者や児童が公的年金や遺族補償を受けられる場合や、児童が公的年金の加算対象になっているときは、手当の一部または全部が減額されることがあります。



医療

ひとり親福祉医療

年金医療課／市役所庁舎1F
☎ 22-3141 (代表)
内線 2336・2337

- ひとり親家庭の方（18歳到達後最初の3月31日までの児童および父または母）が医療機関で受診した時に、保険診療の自己負担額を助成します。
- ただし、生活保護など他の医療費助成を受けている方は除きます。
- 所得制限があります。

子育て支援医療費支給制度

年金医療課／市役所庁舎1F
☎ 22-3141 (代表)
内線 2336・2337

- 以下の負担で受診できるよう、保険診療の自己負担額の一部を助成します。

区分	対象者	概要
外来	中学校3年生まで (15歳到達後最初の3月31日までの児童)	1カ月1医療機関 200円の自己負担
入院		



母子家庭人間ドック



京都府山城北保健所
☎ 21-2102

- 母子家庭の母で児童扶養手当受給の方は、半日人間ドックを京都第一赤十字病院のご厚意により無料受診できます。（定員があります。）
- 30歳以上65歳未満の方が対象です。
- 精密検査は本人負担になります。
- 申込は例年8月に受け付けていますが、実施の有無を事前に確認してください。

入院助産制度

こども福祉課／市役所庁舎2F
☎ 20-8733

- 経済的理由で病院出産が困難な場合に、出産費用を助成します。
- 所得制限があります。
- 所得により自己負担金が必要な場合があります。
- 入院助産制度の利用が可能な病院についてはお問い合わせください。



子育て

保育所等

保育支援課／市役所庁舎2F
☎ 20-8732

- 保育所（園）・認定こども園（2・3号認定）・家庭的保育事業・小規模保育事業は、日中、保護者が就労等のため家庭で保育ができない状態にある乳幼児を、保育する施設です。
- 0歳から就学前の児童が対象です。
- 保育所等に入所していない児童を対象に、一時的に保育が必要な時に利用可能な「一時預かり事業」を実施しています。また、月一定時間まで誰でも利用可能な「こども誰でも通園事業」も実施します。利用方法や実施施設については保育支援課までお問い合わせください。

育成学級

こども福祉課／市役所庁舎2F
☎ 20-8733

- 放課後、保護者の就労等のため家庭で保護を受けられない児童の居場所を学校敷地内で安全に提供。
- 小学校1年生～6年生が対象です。
- 協賛金額が変更となる場合があるため、お問い合わせください。

ひとり親家庭 日常生活支援事業

京都府山城北保健所
☎ 21-2102（事前登録先）

- ひとり親家庭において、生活援助、保育サービスが一時的に必要なとき、家庭生活支援員の派遣を依頼できます。
- 事前に登録が必要です。
- 急な疾病、行事参加、就職活動、技能習得など、依頼理由は一時的な支援に限定されています。
- 所得により負担金（1時間300円以内）が必要です。

子育て支援事業

こども福祉課／市役所庁舎2F
☎ 20-8733

こどもショートステイ事業

- 保護者の入院や出張、育児疲れなどの際に、数日に渡って子どもを預かる事業です。
- 事前にこども福祉課等に空き状況をご確認ください。

ファミリー・サポート・センター事業

- 生後2か月から小学校6年生までの子どもの保育所等への送迎、預かり、産前産後の家事等の支援など（産前2か月から子どもが1歳に達するまで）、子育て等の援助を行いたい人と受けたい人が助け合う会員組織の支援事業です。事前に会員登録が必要です。

（入会金・会費は無料）

- ファミリー・サポート・センター
ゆめりあ うじ3F ☎ 39-9309

病児保育（乳幼児健康支援一時預かり）事業

- 子どもが病気やケガなどの際に、急に仕事を休めない保護者の代わりに保育を行います。
 - 各実施施設に電話予約が必要です。
- <病児保育電話予約>
- 浅妻医院パピールーム ☎45-2876
 - 宇治徳洲会病院ひまわりルーム ☎25-5887

来庁者子育て支援コーナー

市役所庁舎1F 市民交流ロビー
☎ 20-8733（こども福祉課/市役所庁舎2F）

- 保育士による来庁者の子どもの一時預かりや、保育士と専門相談員による子育て相談、子育て支援事業の紹介などを行うコーナーです。
- 一時預かりは、おおむね生後2か月から就学前までの子どもが対象です。
- 相談は、妊婦、0歳から18歳に達するまでの子どもがいる家庭が対象です。



このマークは、母子家庭のみが対象の事業・制度です。

こどもの教育

母子家庭奨学金



京都府山城北保健所

☎ 21-2102

※ 受付は、宇治市こども福祉課

- 母子家庭で、高校生までの児童を養育している人に対して支給されます。
- 他の京都府の類似制度と併給は不可です。
- 4月・5月が満額支給の申請月です。
- 所得制限はありません。
- 高等学校の入学支度金を入学前に受け取ることができます。(2月に申請)

高校生給付型奨学金

京都府山城北保健所 綴喜分室

☎ 63-5745

- ひとり親家庭等で、高校生を養育する低所得世帯に対して支給されます。
- 20～65歳未満の同居者がいる世帯は対象外です。
- 他の京都府の類似制度と併給は不可です。
- 毎年、2月(第1次)または6月(第2次)に申請をしてください。
- 所得制限があります。

国際ソロプチミスト宇治 交通遺児奨学資金等

交通政策課／市役所庁舎4F

☎ 20-8727

- 交通事故により父母等を亡くした子ども(義務教育終了前の交通遺児)に支給されます。
- 所得制限はありません。

交通遺児奨学金等

京都府 安心・安全まちづくり推進課

☎ 075-414-5076

- 交通事故により父母等を亡くした子ども(乳幼児～高校生)に支給されます。
- 他の京都府の類似制度と併給は不可です。
- 所得制限はありません。

子どもの学習支援事業

地域福祉課／市役所庁舎1F

☎ 20-8784

- 対象生徒は宇治市在住の中学生です。
- 経済的な理由などにより家庭での学習が困難な生徒に学習の機会を提供し、生徒の学習習慣の定着や家庭での学習力向上を支援します。
- 利用に際しては所得などの審査があります。また事業が定員に到達している場合、利用をお待ちいただくことがあります。

技能修得資金

京都府山城北保健所 綴喜分室

☎ 63-5745

- 経済的な理由により技能修得が困難な、中学校・高等学校卒業者が、卒業後、引き続き技能修得施設に入所し、技能を修得する場合に技能修得資金、入所支度金が支給されます。
- 技能修得施設とは、高校形態(奈良高等専修学校等)、実技学校(各種専門学校、専修学校等)、公共職業能力開発施設(府立京都高等技術専門学校等)などが該当します。
- 看護師及び准看護師養成所は対象外です。
- 所得制限があります。

就学援助制度

学校教育課／市役所庁舎6F

☎ 20-8757

- 経済的な理由により就学が困難な小・中学生の保護者等に対して学用品費、通学用品費、遠足費等が支給されます。
- 生活保護受給世帯、それに準ずる程度に困窮していると認められる世帯が対象です。

しごと・資格

ハローワーク宇治

宇治市公共職業安定所

☎ 20-8609

マザーズコーナー（予約制）

☎ 20-8609（部門コード42#）

●キッズコーナーもあります

- ハローワーク（公共職業安定所）では専門のスタッフが就職についての相談や助言（アドバイス）を行い、適性や希望に応じた職業紹介を行っています。
- 公的職業訓練（ハロートレーニング）で就職に必要な知識や技能を身につけることもできます。

マザーズコーナー（予約制）

- 予約制で子育て中のお母さん、お父さんの就職支援を行っています。
 - 応募書類の添削や模擬面接など効果的な求職活動をお手伝いします。
 - ヘッドフォンをつけて行う「パソコンのセルフレッスン」を行っています。（要予約）
- ※ ご利用にはハローワークへの登録が必要です。詳細はマザーズコーナーまでお問合せください。

京都府 ひとり親家庭自立支援センター

京都テルサ東館2F

☎ 075-662-3773

☎ 075-692-3478（父子家庭専用）

●キッズルームもあります。

- ひとり親家庭のお母さんやお父さんを対象に、就職準備セミナー、就職や資格取得に関する相談、ハローワークと連携した職業紹介を行っています。
- 履歴書記入法、模擬面接など効果的な求職活動をお手伝いします。
- 介護実務者研修講座などを通じて就職を支援しています。
- 毎月第3火曜日に、ゆめりあ うじなどで巡回相談も行っています。

母子・父子

自立支援プログラム策定事業

こども福祉課／市役所庁舎2F

☎ 20-8733

- 自立と就労のご希望にそって個別プログラムを策定し、計画的な自立の実現を支援する事業です。
- ご利用にあたっては、窓口での事前相談が2回以上必要です。
- 自立に向けて意欲的に取り組む方に対し、住宅支援資金貸付制度があります。（所得制限があります）

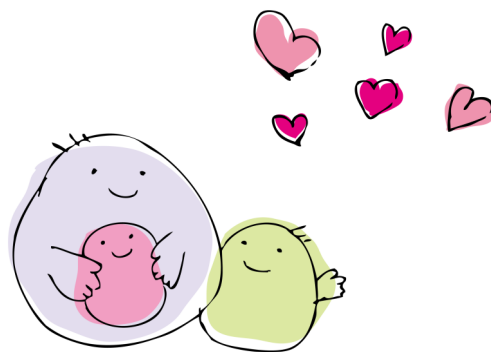
ひとり親家庭高等学校卒業程度

認定試験合格支援事業

こども福祉課／市役所庁舎2F

☎ 20-8733

- より良い条件での就労をめざした学び直しを支援します。高卒認定試験合格のための講座（通信可）の受講開始時、修了時および高卒認定試験合格時に受講費用の一部（あわせて60%、上限15万円）を支給します。
- 高校を卒業していないひとり親家庭の親、または20歳未満の児童が対象です。
- 母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていることが必要です。
- **必ず受講前**にお手続きください。





ひとり親家庭自立支援給付事業

こども福祉課 / 市役所庁舎2F
☎ 20-8733

※ご注意 生活保護受給者は担当ケースワーカーと相談してください。

自立支援教育訓練給付金

- 就職に必要な技能や資格の取得のため、教育訓練講座を受講する場合に、受講費用の一部(60%)を支給します。
(上限200,000円、12,000円以下は対象外。雇用保険制度の専門実践訓練の指定講座の場合は、上限400,000円×修業年数で、修了後、条件により追加支給あり)
- 雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格がある場合は、教育訓練給付との差額を支給します。

- 受講前に受給資格の審査等が必要です。また、受給資格である母子・父子自立支援プログラムの策定を受けるためには、2回以上の面談が必要です。必ず事前にご相談ください。

- 対象講座
雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
- 受給資格
 - 1. 母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていること
 - 2. 講座を受講することが、就職するために必要と認められること

高等職業訓練促進給付金

- 就職に有利な資格の取得をめざして養成機関で6ヶ月以上修業する場合に給付金を支給します。
- 同じ趣旨の他制度との併給はできません。
※ ハローワークにもキャリアアップのための制度があります。一度ご相談ください。
- 所得制限があります。
- 養成機関への入学時や資格の取得時には、貸付制度もあります。
- 必ず事前にご相談ください。
- 対象資格

看護師(准・正)、保育士、介護福祉士
調理師、美容師、理容師、歯科衛生士
歯科技工士、理学療法士、作業療法士
言語聴覚士、社会福祉士、製菓衛生師
シスコシステムズ認定資格 等

- 受給資格
 - 1. 本人所得が、児童扶養手当の支給水準であること
 - 2. 修業と就業(または育児)の両立が困難であること
 - 3. 対象資格の取得が見込まれる者

- 支給額
- 1. 訓練促進給付金
修業期間中の全期間(上限48ヶ月)
月額100,000円
(市民税課税世帯は月額70,500円)
※修業期間の最後の12ヶ月は、
月額140,000円
(市民税課税世帯は110,500円)

- 2. 修了支援給付金
卒業後に支給 50,000円
(市民税課税世帯は25,000円)
※修業中にひとり親家庭になった場合は修了支援給付金は対象外

* 令和6年3月31日時点

生活困窮者自立支援制度

地域福祉課／市役所庁舎1F
☎ 20-8784

- 経済的な困りごとなどの問題を整理しながら生活の立て直しや問題の解決に向けて、各種制度の案内や関係機関と連携し、自立へのお手伝いをします。

生活保護

生活支援課／市役所庁舎1F
☎ 20-8760

- 病気などのため、生活に困窮している世帯の程度に応じて、他に方法がない時は、国が示す生活保護基準により、生活保護が受けられる場合があります。

税の軽減

税務課／市役所庁舎2F
☎ 20-8718

- 婚姻歴にかかわらず、生計を同じとする子を有する単身者はひとり親控除を受けられます。（所得等条件あり）
- ひとり親控除の対象外の寡婦については、寡婦控除を受けられます。（死別、離別、扶養親族の有無等の条件あり）

低所得者の 上下水道料金減額制度

上下水道部営業課／市役所庁舎2F
☎ 20-8761

- 同居者全員の前年の合計所得金額の合算が基準額以下の世帯を対象に、上下水道料金を減額する制度があります（基準額は毎年見直します。）。
- 詳細は営業課までお問い合わせください。

JR通勤定期の割引

こども福祉課／市役所庁舎2F
☎ 20-8730

- 児童扶養手当を受給している世帯の人は、JRの通勤定期券が3割引で購入できます。
- 所得制限超過等で児童扶養手当が全部支給停止の場合は対象外です。

遺族基礎年金

年金医療課／市役所庁舎1F
☎ 20-8792

- 国民年金の被保険者で一定の納付期間のある方が死亡したとき、その方に生計を維持されていた子のある配偶者、または子に支給されません。
- 子が18歳になった年度末までの支給です。（子に障害（1級・2級）のある場合は20歳まで）
★身体障害者手帳等の等級とは基準が異なります。
- 遺族基礎年金を受給されていて、前年所得^{※1}が、「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円」以下の方は、年金生活者支援給付金が支給されます。（令和元年10月から）
※1：遺族年金等の非課税収入は、所得に含まれません。

<遺族厚生年金>

厚生年金の加入者であった方が、一定の要件を満たして死亡したときに、遺族基礎年金に上乗せして、遺族に支給されます。

詳しくは→[京都南年金事務所](http://www.kyodoinenkyukai.jp) ☎075-644-1165



このマークは、母子家庭のみが対象の事業・制度です。

貸付

母子父子寡婦福祉資金

京都府山城北保健所
☎ 21-2102

- ひとり親家庭や寡婦の方の経済的自立と、扶養している児童の福祉の増進を図るための貸付制度で、修学資金などがあります。
- 貸付内容等により要件が異なりますので、まずはお電話でご相談ください。
- 「貸付のしおり」参照

生活福祉資金

宇治市社会福祉協議会／宇治市総合福祉会館内
☎ 22-5650

- 低所得世帯の生活の安定、経済的自立を図るため、目的に応じた資金を借りることができます。
- 他からの資金（母子父子寡婦福祉資金など）を借りられる方はそちらが優先です。
- 貸付内容等により要件が異なりますので、まずはお電話でご相談ください。

住まい・施設

府営住宅の優先入居

京都府家庭支援課
☎ 075-414-4305
府営住宅テレホンサービス
☎ 075-414-6363

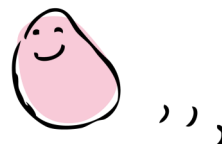
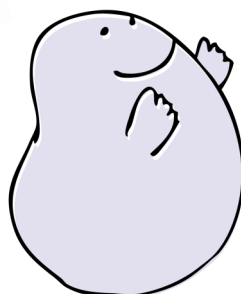
- 住宅に困っている母子・父子世帯の申込枠を、一般枠とは別に入居者募集の際に設けています。
- 20歳以上の同居者がいる世帯は対象外です。
- 募集時期は、6月・10月・2月です。
- 所得制限があります。

母子生活支援施設

こども福祉課／市役所庁舎2F
☎ 20-8733



- 18歳未満の子どもを養育している母子家庭で、DVなど特定の理由から支援を必要としている場合に、子どもと一緒に入所できます。
- 日常生活や就労、子育ての支援などを行っています。
- 所得に応じた費用負担があります。



相談

宇治市 民生・児童委員

地域福祉課／市役所庁舎1F
☎ 20-8730

- 地域福祉の向上のため、厚生労働大臣から委嘱された身近な相談相手です。
- ひとり親家庭等の相談全般に応じています。お住まいの、どの地域にも配置されています。

京都府 ひとり親家庭福祉推進員

宇治市連合母子会／宇治市総合福祉会館内
☎ 080-5788-8808

- ひとり親家庭や寡婦の方々の身近な相談相手として活動していただける方を京都府が委嘱しています。

宇治市 母子・父子自立支援員

こども福祉課／市役所庁舎2F
☎ 20-8733

- ひとり親家庭の自立を支援する制度の情報、就労、生活などの相談に応じています。
- 電話、面接など、お気軽にご相談ください。（祝日を除く月・水・金）

ひとり親家庭の暮らし応援サイト 「あなたの支え」

URL : <http://www.anata-no-sasae.jp/>
※スマホからもアクセスできます。

ひとり親家庭の暮らしに役立つさまざまな支援の情報や相談窓口を掲載しています。

いのちと暮らしの相談ナビ

URL : <http://www.lifelink-db.org>
※スマホからもアクセスできます。

生きる支援の総合検索サイトとして、多重債務や過労、いじめや生活苦など、様々な悩みに応じた相談窓口を紹介しています。

男女共同参画支援センター

男女共同参画課／JR宇治駅前ゆめりあうじ3F
（月曜・祝日休館）☎ 39-9377

- **女性のための相談** ☎ 39-9379
女性が抱える悩みの相談に女性の相談員が応じます。「一般相談」（予約制）又は「予約のいらない電話相談」（火～金・午前中）のあと、必要に応じて「専門相談」（法律相談、フェミニストカウンセリング、こころとからだの相談）につなぎます。保育もあります。
- **男性のための電話相談（予約不要）** ☎ 39-9377
男性が抱える悩みの相談に男性相談員が電話で応じます。（毎月第3金曜日 午後6時～午後8時）※祝日のときは第2金曜日
- **ここからチャレンジ相談（予約制）** ☎ 39-9377
起業、再就職、NPO設立など女性のチャレンジを支援する相談窓口です。保育もあります。

一般社団法人 宇治市連合母子会



☎ 080-5788-8808

E-mail : ujiboshikai@gmail.com

URL : <https://ujiboshikai-web.jimdofree.com/>

- レクリエーションなどの事業を通じて、母子家庭及び寡婦の交流を図り、福祉の増進に努めることを目的として活動しています。
- 子育てや生活のことでお困りのとき、一人で悩まずにご相談ください。
- 会員募集中です。

母子会サイトへのアクセスはこちら



宇治市 社会福祉協議会

ふれあい福祉センター／宇治市総合福祉会館内
☎ 23-0857

- 福祉なんでも相談、法律、登記、年金、社会保険、多重債務、成年後見制度など、各種相談に応じています。（専門職への相談は予約制）



このマークは、母子家庭のみが対象の事業・制度です。

こども家庭相談

こども家庭相談担当/市役所庁舎2F

☎ 39-9178

☎ 21-0433

(ヤングケアラー相談窓口「いいやん」)

- 子育てに関する心配や悩み、子どもの友人関係や学校でのこと、ヤングケアラーに関する相談など、18歳未満の子どもと家庭にかかわる相談を専門の相談員がお受けします。
- 児童虐待の通告や対応の相談も受け付けています。

児童相談所

京都府宇治児童相談所

☎ 44-3340

- 子どもの養育、非行、障害、虐待、しつけなど、18歳未満の子に関するあらゆる相談に応じます。
- 里親制度、乳児院入所、児童養護施設入所の相談窓口です。

子育て支援センター

げんきひろば	☎39-9309	祝日除く 火~土 9:00~16:00
西部地域子育て支援センター	☎39-9209	祝日除く 月~金 9:00~16:00
南部地域子育て支援センター	☎44-3692	祝日除く 月~金 10:00~15:00
東部地域子育て支援センター	☎32-5580	祝日除く 月~金 10:00~15:30
北部地域子育て支援センター	☎33-6201	祝日除く 月~金 9:00~16:00
りぼん	☎44-2112	祝日除く 月~土のうち5日 10:00~16:00
ぶんきょうにこにこルーム	☎25-2525	祝日除く 月~金 10:00~16:30
ひあ にしおぐら	☎51-2084	祝日除く 火木土 10:00~15:00
toridori	☎31-2430	祝日除く 月火木金日 10:30~15:30
ぼけっと伊勢田こども園	☎070-1764-5463	祝日除く 火 10:00~15:00
ぼけっと おうち		祝日除く 月木金 10:00~15:30

ふれあい教育相談

学校教育課 ☎ 21-1879

教育支援課 ☎ 21-1890

E-mail: k-soudan@city.uji.kyoto.jp

お子さんが抱える問題、友だち、勉強、学校のことなど何でもご相談ください。

- 学習や家庭教育、学校における活動のことについては学校教育課でご相談をお受けします。
- いじめ、不登校、子どもの行動で気になることについては教育支援課でご相談をお受けします。



QRコードからメールアドレスを読み込みます

※QRコードは株式会社

デンソーウェーブの登録商標です。

- 子育てに関する心配や悩みなど、お気軽にご相談ください。

■ 申請の時期のご案内

2月	高校生給付型奨学金（第1次申請）
2月、6月、10月	府営住宅（母子・父子優先入居）募集 ★日程については「府民だより」をごらん下さい。
4月、5月	母子家庭奨学金 ★毎年、新しく申請が必要です。 ★新年度の書類は4月以降にお渡しします。 ★ <u>個別の案内はありませんので、忘れずにお手続き下さい。</u>
6月	高校生給付型奨学金（第2次申請）
8月	児童扶養手当 現況届 人間ドック（母子家庭の母）受診申込 ★日程については「府民だより」をごらん下さい。

■ 問合せ先

養育費等相談支援センター	養育費・親子交流に関する相談機関です。 ◆電話相談 0120-965-419（携帯電話からは03-3980-4108） ◆メール相談 info@youikuhj.or.jp		
子どもの権利110番 （京都弁護士会）	子どもに関して学校や家庭等で困ったことは弁護士が相談にのります。事前予約で面談相談もできます。		075-231-2344
DV被害相談申込電話 （京都弁護士会）	DVIに関する相談ができる弁護士を紹介してもらえます。		075-231-2378
子どもの人権110番 （京都地方司法局人権擁護課）	いじめ・体罰・不登校・児童虐待など子どもの人権問題全般について、電話で相談に応じます。子どもさん本人からも。		0120-007-110
女性の人権ホットライン （京都地方司法局人権擁護課）	夫やパートナーからの暴力、職場等のセクハラ、ストーカー行為など女性の人権問題についての専用電話相談。		0570-070-810
京都地方司法局人権擁護課	生活の中で、人権問題ではないかと感じたり、困ったりしたことは人権擁護事務担当職員、人権擁護委員が相談を受けます。		0570-003-110
京都地方司法局宇治支局			24-4122
京都府警察総合相談室 （警察安全相談）	#9110 075-414-0110	宇治警察署	21-0110
京都家庭裁判所	養育費、親権、離婚の調停、審判、裁判など、子の氏変更、慰謝料、財産分与、失踪宣告など		075-722-7211
京都府男女共同参画センター らら京都	女性の悩み、セクハラ、DV、法律、起業、NPO創業など		075-692-3437
宇治市 男女共同参画支援センター	女性のための相談、男性のための電話相談、女性のための起業・NPO設立・地域活動などチャレンジ相談。		39-9377
京都府 南部家庭支援センター	配偶者・恋人からの暴力に関する相談窓口です。		43-9911
京都府宇治児童相談所	18歳未満の子に関する、あらゆる相談に応じます。		44-3340
ハローワーク宇治	求人情報、就職相談、職業訓練など就職活動を支援。		20-8609
宇治市社会福祉協議会	福祉なんでも相談、法律相談、登記相談、多重債務相談、成年後見相談、年金社会保険相談（専門職への相談は要予約）		23-0857
	貸付制度		22-5650
京都府山城北保健所	子どもの発達相談など。	宇治市宇治若森7-6	21-2191（代表）
宇治市役所	各種制度の利用申請、案内窓口	宇治市宇治琵琶33	22-3141（代表）